

③ 合計所得金額が3千万円以下(※)であること  
④ 銀行等の金融機関、住宅金融支援機構等に対する住宅ローン等をして返済していること

⑤ 住宅の取得等をし、居住の用に供した人が、次の期間において、それまでに住んでいた家屋等の居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けていないこと

■ 令和2年4月1日以後に譲渡した場合：その居住の用に供した年とその前2年・後3年の計6年間  
■ 令和2年3月31日以前に譲渡した場合：その居住の用に供した年とその前後2年ずつの計5年間

※ 特例特別特例取得の場合の②の床面積及び③の所得要件は(※2)の床面積で、かつ、合計所得金額が1千万円以下となります。

ります。

※ 税制改正により、消費税率10%が適用される住宅の取得(特別特定取得)をして、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合に、控除期間が10年から13年となり3年間延長されます。

また、住宅ローン等を利用しない場合であっても、既存住宅について一定の要件を満たす住宅耐震改修をしたとき、バリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事、耐久性向上改修工事をしたとき、認定住宅の新築等をしたときは、それぞれ所定の方法で計算した金額を、所得税額から控除する「住宅耐震改修特別控除」、  
「住宅特定改修特別税額控除」又は「認定住宅新築等特別税額控除」の適用を受けることができます。

詳細については、国税庁ホームページ、国土交通省ホームページでご確認ください。

### ■ お問い合わせ

#### 税務住民課

税務・収納グループ

☎ 4-2511

内線 114

☆ 4-251103

#### 名寄税務署

☎ 01654-2-2157

### 【還付金詐欺(振り込み詐欺)に注意】

「市町村職員等を装った還付金詐欺(振り込み詐欺)」にご注意ください。

市町村の職員を装うなどし、「介護保険料を還付(返金)する」、「税金を還付(返金)する」などと話を持ちかけ、現金自動預け払い機(ATM)まで誘導・操作させ、現金を振り込ませる「還付金詐欺(振り込み詐欺)」による被害が、近隣市町村で発生しています。

下川町では、  
■ 還付金の手続きは、金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作で行うことはありません。

■ 町税等の納付のために金融機関の口座を指定して振込みを求めるところはありません。

■ 電話で口座番号等の個人情報を知ることがありません。

このため、ご案内のよう

うな電話が掛かってきたときは、詐欺を疑い、すぐに電話を切ってください。

■ お問い合わせ  
税務住民課  
税務・収納グループ  
☎ 4-2511  
内線 114  
☆ 4-251103  
名寄警察署  
☎ 01654-2-0110

皆様から寄付をいただきました。  
ありがとうございます。(敬称略)  
10月16日~11月15日受領分

#### ・下川町に

ジャンプ選手育成支援事業として  
小松 和幸 (東京都)

一般事業として

北星信用金庫理事長 岡本 守 (名寄市)

#### ・社会福祉協議会に

生前のご交誼に謝して

釧路市 國分 貞夫 (亡母)

上名寄 水間 秀文

